令和７年度第１回銚子市農業委員会会議録

１　日　　時　令和７年４月１０日（木）午後３時３０分

２　場　　所　銚子市役所１階市民ホール

３　議　　題

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請処理について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請処理について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請処理について

議案第４号　耕作目的の農地買受適格証明交付申請処理について

議案第５号　令和７年度最適化活動の目標の設定等について

議案第６号　農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

４　出席者（在任委員２６名中２４名）内農業委員出席１３名

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	坂尾　清志	2	欠　席	3	平津　清
4	加瀬　芳枝	5	藤ヶ﨑　勘兵衛	6	欠　席
7	髙橋　律子	8	宮内　　弘	9	加瀬　佳二
10	山口　雅明	11	唐津　茂雄	12	山口　昭彦
13	木内　和夫	14	髙木　伸行	15	島﨑　　隆
16	岩瀬　定雄	17	嶋田　正明	18	野口　英夫
19	向後　繁範	20	多田　秀一	21	関根　弘幸
22	鈴木　正明	23	石毛　　清	24	宮内　春雄
25	早船　徳治	26	宮内　一郎		

５　欠席者　　２番加瀬　明委員・６番信太　庄一郎委員

６　事務局出席者（４名）

事務局長　　榊原　晴彦　　副主査　　寺井　大智

主　事　　榊　孝祐　　主　事　　鈴木　江美

７　会議の概要

――――――　午後３時３０分開会　――――――

議　長	それではただいまより、令和７年度第１回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号２番加瀬　明委員・６番信太　庄一郎委員の２名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。 会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。 （異議なし）
議　長	全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。 議席番号４番　　加瀬　芳枝委員 議席番号５番　　藤ヶ﨑　勘兵衛委員　このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。 農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 議案第１号と議案第３号は関連がありますので、一括議題といたします。事務局に朗読を願います。 （事務局朗読）
議　長	事務局の朗読が終わりました。 議案第１号順位１番と議案第３号順位１番については関連がありますので、一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第１号の１・議案第３号の１
○○委員	それでは、議案第１号順位１番と、議案第３号順位１番は関連がありますので一括してご説明申し上げます。 本件は農地法第５条の規定による一時転用を伴う使用貸借権設定により、農地に営農型太陽光発電施設を設置することと同時に、農地法第３条の規定により、農地を使用貸借し営農を行うための申請です。なお本件につきましては、令和○年○月○日付で同様の内容で許可を得ており、今回は更新のための申請となります。 それでは、初めに議案第１号順位１番について、ご説明申し上げます。

本件は農地法第３条の規定による使用貸借権設定の申請です。

本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、同町同番地○○○○です。譲受人と譲渡人は、○○と○○の関係です。申請の地番、地積は、上野町２４７番２、登記簿地目畑、現況畑、地積６５９㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道１２６号線三崎町セブンイレブン三崎１丁目店から上野町方面に右折し４００ｍ進み左折し、４５０ｍ進んだ正面にあります。現在は、ロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、自ら農業ができないためです。譲受人は効率的な経営をするため、営農型太陽光施設用地として利用するためで、申請地においてサツマイモを耕作するとのことです。また、譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後のすべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。内容は以上のとおりで、許可するを相当と思います

続いて、議案第３号 順位１番について、ご説明申し上げます。譲受人、譲渡人、申請の地番は、議案第１号順位１番と同じです。地積は、営農型太陽光発電施設の架台部分とそれに伴う電柱１本分の面積となり、６５９㎡の内０．２２８㎡です。申請の用途は営農型太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、議案第１号順位１番と同様のため省略します。農地の区分としては、農振農用地区域内であり土地改良受益地ではありません。また、用途地域については、指定されていません。転用計画につきましては、太陽光発電パネル２４４枚４５４．１７８㎡、パワーコンディショナー９台、架台４アレイ支柱４８本、電柱１本で、転用の時期としては、許可後令和７年５月１日から令和１０年４月３０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、すでに設備は設置済みで追加の費用は掛かりません。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は畑の状態なので従来通りの自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし、了解を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上ですが、本申請地については、農用地区域内にある農地ではありますが、営農型太陽光発電施設事業で、事業目的達成のため

に農地を一時的に利用することが必要と認められることから、例外的に許可するを相当と思います。よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。採決は、議案ごとに行います。

議案第１号順位１番について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第３号順位１番について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○市○○　○○○○です。申請の地番、地積は塚本町６２４番２、登記簿地目畑、現況畑、地積１９８㎡外１筆合計地積１，０３４㎡です。申請地は、一部農業振興地域内の農用地区域外にあり一部農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、県道銚子海上線をかもめ大橋に向かい、ローソン小船木店の信号を左折し８７ｍほど進み、左折し８４ｍ先の右側外です。現在はロータリー耕がかけられていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、生活拠点が銚子市から遠方で、耕作することが不可能で維持管理が困難なためです。譲受人は、自己の所有する作業場に近く、作業効率が良いためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農

機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の３

○○委員　　それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○市○○　○○○○です。譲渡人は、○○市○○　○○○○です。申請の地番、地積は小長町８０６番１、登記簿地目畑、現況畑、地積３５６㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、県道銚子海上線を旭方面に進み、小長町青年館から４５０m進み、Ｙ字路を左に進んだ２７０m先の左側です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢のため手放したい。譲受人は規模拡大のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

○○委員　　職業が、会社役員とのことであるが、どのような会社なのか。

○○委員　　会社経営と農業を行っています。

事務局　　農業を主とした会社を経営しています。主に、ジャガイモを作っていま

す。

議　長　　ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の４

○○委員　　それでは、順位４番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○郡○○　○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は笹本町１０８２番５、登記簿地目畑、現況田、地積５５５㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外であり、現地調査をしたところ、場所は、県道多古笹本線県営豊里団地の前です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、耕作の手が回らないため、譲り渡します。譲受人は、ブルーベリー栽培のため買い受けます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位５番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の５

○○委員　それでは、順位５番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○市○○　○○○○です。申請の地番、地積は長山町１９５４番３、登記簿地目畑、現況畑、地積６２０５㎡外１筆合計地積７０２０㎡です。申請地は、農振農用地区域内であり、現地調査をしたところ、場所は、県道銚子海上線を旭方面に進み、小長町青年館のところを右折し、１７０m先の右・左側です。現在はキャベツ・ダイコンの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作及び管理が困難なため。譲受人は、耕作面積を拡大することを考えていたためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位６番と順位７番については関連がありますので、一括して審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の６・７

○○委員　それでは、順位６番と７番は関連がありますので、一括してご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○　○○○○です。譲渡人は、○○市○○株式会社○○○○代表取締役○○○○外１名です。申請の地番、地積は新町４０６番、登記簿地目山林、現況畑、地積２６４㎡外１筆合計地積６２２㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外であり、現地調査

をしたところ、場所は、新町ＪＡちばみどりグリーンホームから親田方面に７００ｍ進んだ右側です。現在はロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、過去に駐車場用地として取得しましたが、事業を実施しないため、農地として譲り渡します。譲受人は、経営規模拡大することを考えていたためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

○○委員　　順位６番７番は、会社の所在地の住所が同じである。会社は２つあるのか。

事務局　　そうです。

議　長　　ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第２号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の１

○○委員　　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第４条の規定による転用の申請です。本件の申請人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、小畑町９３２２番３、登記簿地目畑、現況畑、地積１５８㎡です。申請の用途は、駐車場４台用地です。申請地の場所は、県道外川港線を犬吠方面に向かい、木村プログレス工業銚子本社工場のところ

を右折し、３０m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、駐車場として整備されていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場２５㎡×４台分です。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので読み上げます。始末書　今回農地法第４条の規定による許可申請をするにあたり、申請地は農地でありますが、農地法の手続きを経ずに、今から６年前に駐車場としてしまいました。砕石敷設し舗装を行い駐車場として利用してしまっておりました。家族の車両台数が多くなり敷地内に駐車できなくなったので、南側の道路に駐車しておりました。警察が巡回して再三注意されましたが駐車してしまい、注意に従わない場合違反として処理するといわれましたので、農地法の趣旨や手続きをきちんと理解せずに、これまで無断で利用してしまったことについて、誠に申し訳なく関係機関には多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。今後は、農地法を遵守し、このようなことを再び繰り返さないようお誓いいたしますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。この度の申請につきまして寛大なるご理解を賜りますようお願い申し上げ、許可を賜りますようお願い申し上げます。

申請の内容は以上のとおりで､許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第３号順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の２

○○委員　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、同町同番地○○○○（持分３／４）です。申請の地番、地積は、高神原町４９４３番１、登記簿地目畑、現況畑、地積７１４㎡のうち４５．１７㎡です。申請の用途は、駐車場２台用地です。申請地の場所は、前宿町から高神方面に向かい、高神原の信号から４００m 先の左側です。現在はキャベツの収穫の後でした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場２台２７㎡です。工期としては、令和７年５月１５日から令和７年７月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地については、所有地の一部を使用するため隣接農地はありません。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の３

○○委員　それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○市○○○○代表理事○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、新町７３５番、登記簿地目山林、現況畑、地積３，１２７㎡です。申請の用途は、駐車場９７台用地です。申請地の場所

は、新町ＪＡちばみどり営農センター銚子の隣です。現在は収穫の後でした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場９７台、内訳は、来客用１５台、職員用８２台となっております。工期としては、令和７年６月１日から令和７年１２月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、透水性アスファルト舗装です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の４

○○委員　　それでは、順位４番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は○○町○○○○です。譲渡人は、同町同番地○○○○です。申請の地番、地積は、柴崎町１丁目４０６番２、登記簿地目田、現況畑、地積５３８㎡のうち３１０㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい柴崎町の信号から三宅方面に向かい、ＪＲの踏切の手前を左折し３００ｍ進み右折し５ｍ進んだ右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農振農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第１種住居地域に指定されており第３種農地と判断します。転用計画につきまし

ては、専用住宅１棟６９．５５㎡です。工期としては令和７年５月１０日から令和７年１０月１０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、土壌拡散処理システムにて宅内処理します。雨水は、敷地内浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第４号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。議案第４号順位１番から順位３番については関連がありますので、一括審議いたします。担当委員に説明をお願いいたします。

議案第４号の１～３

○○委員　　それでは、順位１番から３番は関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本件は、耕作目的の農地買受適格証明の申請です。本件の申請人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、岡野台町１丁目６３番、登記簿地目田、現況田、地積９６５㎡外６筆合計地積６，０６２㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。場所については、国道３５６号線を東庄方面に向かい、岡野台町ガード下より５０m進み右折し、６０m進んだ右側外です。現地調査をしたところ、現在は、稲刈りの後でした。本件の申請理由につきましては、申請人は証明書を添えて公売に参加し、買受後は申請地で、水稲を栽培するとのことです。また、申請人は意欲的に営農

に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、承認要件のすべてを満たしております。内容は以上のとおりで、承認するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

○○委員　　公売とはどのようなものか。

事務局　　競売は、裁判所が執行するもので、公売は、国税等が執行するものです。

議　長　　ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第５号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。議案第５号について審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第５号

事務局　　初めに作成の『趣旨』を申し上げます。農業委員会は、農業委員会等に関する法律第６条第２項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされている。この際、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めるよう努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならないとされています。また、農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。このことから、各農業委員会は毎年「最適化活動の目標の設定等」を作成し、その点検と評価を

行うこととされているため、今年度も市農産課等の協力を得ながら、別添のとおり令和７年度最適化活動の目標の設定等（案）を作成いたしました。

令和７年度最適化活動の目標の設定等の、主なものについてご説明いたします。それでは、１ページをご覧ください。農業委員会の状況について、農家数・経営体数・農業者数の数値については、２０２０農林業センサスの数値を用いております。認定農業者等の部分は農産課からデータ提供を受けたものです。また、耕地面積については令和６年度の耕地及び作付面積統計の数値を用いております。２ページをご覧ください。最適化活動の成果目標、（１）農地の集積ですが、課題としては、特に水田での遊休農地が増加しており、それらの農地の受入れ先となる担い手の育成・確保、さらに農地中間管理事業の活用・周知を図ることが必要なことです。また、令和 15 年度までの集積率の目標が、千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針で定められている６０％となっていますので、当市でも令和７年度末の目標を６０．０％に設定します。また、新規集積面積の目標は、２３ｈａとし、全体の集積面積の目標を１，５２４．０ｈａとしました。次に（２）遊休農地の解消についてです。課題として「谷津田等の農業生産が困難な農地を中心として、遊休農地が年々増加しており、今後も継続して遊休農地の発生防止及び解消に向けた呼びかけ、指導を行っていかなければならない」としました。令和６年度の遊休農地の状況は、１号遊休農地面積が４２３ｈａで、令和５年度の４０５ｈａから１８ｈａ増加しました。また、そのすべてが緑区分となっております。１号遊休農地とは、現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地に該当するものです。緑区分とは、１号遊休農地の内、草刈等で直ちに耕作可能な農地のことです。黄色区分とは、基盤整備等の条件整備が必要な農地のことです。緑区分の解消目標面積は、令和３年度の緑区分の遊休農地面積を５年間で　解消することとなっていますので、令和３年度の緑区分の遊休農地面積３７７ｈａの５分の１となる７５ｈａの解消を目標とします。また前年度に新規発生をした緑区分の遊休農地の解消目標面積は、当該年度に全てを解消することを目標とすることとなっているため、令和６年に新規発生した遊休農地面積４６．８ｈａの解消を目標面積とします。なお、令和７年度についても８月から１０月にかけて農業委員及び推進委員の

皆様と事務局職員等で調査を行う予定です。３ページをお開きください。新規参入の促進についてです。過去３年の新規参入者の状況を記載しております。課題としましては、営農条件の良い農地は既に担い手へ集約されつつあり、新規就農者等への農地のあっせんが厳しい状況にあるため、有効な農地情報の集約・提供が課題となっています。目標は、直近３年度の権利移動面積の平均の１割以上を目標にすることとなっているため、令和４年度から６年度の権利移動面積４１ｈａの１割となる　４．１ｈａで設定をしました。つづいて、最適化活動の活動目標です。１人当たりの月の活動目標日数は、１０日としました。また、9月１０月１１月を活動強化月間と位置づけ、遊休農地の解消や農地の集積を推進します。最後に、年に１回は新規参入相談会へ参加し、新規参入の促進を推進します。

以上で令和７年度最適化活動の目標の設定等（案）の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　事務局の説明が終わりました。

この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、農政部会長にその審議結果についてご報告をお願いします。

農政部会長　本件につきましては、４月３日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしました。以上です。

議　長　ただいまの事務局説明及び農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について決定することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第６号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積等促進計画（案）ですので、順位１番及び順位２番を一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第６号

事務局　　それでは、農用地利用集積等促進計画ですので、事務局より順位１番から２番についてご説明申し上げます。

本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づいて市農産課が作成した農用地利用集積等促進計画の案に対し、同条第３項の規定により農業委員会の意見を求められたものです。設定者は、○○町○○○○外１名。被設定者は、○○町○○○○外１名。申請の地番・地積は、上野町７６番１　登記簿地目畑、現況畑、地積１，５７６㎡外田４筆合計地積５，５７３㎡です。その内容ですが、順位１番は、新規に１０年の賃借権を設定しようとするもので、畑１筆、地積は１，５７６㎡です。順位２番は、新規に１０年の使用貸借権を設定しようとするもので、田４筆、合計地積は３，９９７㎡です。以上順位１番から２番の権利を取得しようとする被設定者は、同法第１８条第５項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案を妥当とする意見として問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件促進計画案について、意見なく承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案書の８ページから１１ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和７年度第１回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

――――――　午後４時４０分閉会　――――――

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員